井手町公共工事における最低制限価格制度の改正について

公共工事における品質の確保や下請業者へのしわ寄せ、労働条件の悪化を防止し、建設業 をはじめとする関係団体の健全な発展を目的として、最低制限価格制度を改正します。

【現行(旧)】

	直接工事費に	共通仮設費に	現場管理費に区分す	一般管理費等に
	区分するもの	区分するもの	るもの	区分するもの
費目数式	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
	× 0. 9 7	× 0. 9 0	\times 0. 9 0 \times α (%)	× <u>0.55</u>

※ 現場条件等を考慮し補正係数αを乗じて算出。

この合計に消費税を加える。

【改正後】最低制限価格(参考值)

	直接工事費に	共通仮設費に	現場管理費に区分す	一般管理費等に
	区分するもの	区分するもの	るもの	区分するもの
費目数式	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
	× 0. 9 7	× 0. 9 0	\times 0. 9 0 \times α (\times)	× <u>0.68</u>

※ 現場条件等を考慮し補正係数αを乗じて算出。

この合計に消費税を加える。

なお、設定範囲は予定価格の75%から92%までの範囲とする。

なお、建築工事等(建築、建築機械設備、建築電気設備工事)は、各設計費目に下段数 式にて算出したものを、上段各費目に代入します。

	直接工事費	共通仮設費	現場管理費	一般管理費
費目数式	直接工事費	共通仮設費	現場管理費×1.0+	一般管理費等×
	×0.9	×1. 0	直接工事費×0.1	1. 0

算定された値を参考に最低制限価格を設定します。

適用

令和4年4月1日以降に入札公告又は入札通知を行うものから適用する。